

## むかわ町事前復興計画策定業務委託仕様書

本仕様書は、むかわ町の地域課題解決に向けたむかわ町事前復興計画策定業務委託の業務内容について必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

むかわ町事前復興計画策定業務

### 2 業務の目的

1995年に発生した阪神・淡路大震災や2011年に発生した東日本大震災等の大規模災害では、広範囲で甚大な被害が発生したことから、市町村では被災直後から平時を大幅に超えた事務作業が発生し、多大な時間と人手を要した。

こうしたことから、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害を想定し、災害からの復興を進めるため、過去の災害における復興の課題・教訓を踏まえ、復興計画策定時に必要な基礎データの整備、復興まちづくりのノウハウ習得、復興体制の早期構築、地域住民との円滑な合意形成等、平時にできることから準備しておく「事前復興計画」の策定が求められている。

むかわ町においても、2018年に発生した北海道胆振東部地震により甚大な被害が発生し、2019年に策定した復興計画に基づき創造的な復興を目指す一方、今後、発生が想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震では、地震による揺れのほか、鵜川地域沿岸部の大半が津波により浸水し、甚大な人的被害、建物被害等が北海道により公表されている。

北海道胆振東部地震の災禍からまちの創造的な復興を目指す本町においては、人と人との日常的なつながりを礎とした防災・減災対策のより一層の拡充、まちなか再生における生活・交流拠点の形成、更にはSDGs、DX（デジタルトランスフォーメーション）や脱炭素化など時代のニーズへの対応が急務となっており、ここに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波防災対策を加えていくことも求められている。

これらの情勢を踏まえ、社会包摂を意識した創造的復興・創生の象徴となるまちなか再生との連携・調和を図り、複雑化・多様化する社会課題を見据えたなかで、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害を想定し、発災後、迅速かつ着実に復興できるよう、復興の基本方針及び復旧・復興に係る業務・手順・体制など、復興に向けたまちづくりに関することを平常時から町民・事業者・行政で共有するための計画として、事前復興計画を策定するものである。

### 3 業務対象区域

むかわ町全域（鵜川地域及び穂別地域）とする。

### 4 準拠する法令等

本業務は、本仕様書のほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。

### 5 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

## 6 管理技術者及び担当技術者

### (1) 管理技術者

技術士（総合技術管理部門又は建設部門（都市及び地方計画）又はRCCM（都市及び地方計画））の資格を有する者とし、平成23年4月1日から令和5年3月31日までに事前復興計画（「2業務の目的」に合致する類似名称の計画を含む。）策定業務又は地震・津波災害からの復興計画策定業務に従事した経験を有すること。

### (2) 担当技術者

技術士（総合技術管理部門又は建設部門（都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画））の資格を有する者とする。なお、担当技術者は、その分担する業務内容により複数配置することを妨げない。その場合には、本業務における業務内容を明確にし、主たる担当技術者1名を選任することとする。

## 7 業務内容

### (1) 計画作成

#### ① 計画策定事前準備

業務着手にあたり、業務の目的・主旨を把握したうえで、次に示す内容の整理・検討を行う。

ア 上位計画及び関連計画の整理

イ 庁内検討体制等の企画

ウ 実施方針及び全体スケジュール、作業工程の整理

#### ② まちの現況整理

基礎データより、次に示すまちの現況を整理する。

ア 広域的な位置づけ（位置、面積、交通アクセス等）

イ まちの生い立ち（歴史、特徴等）

ウ 過去の災害とこれまでの取組（地震関連のみ抽出）

エ 自然的条件（地勢、気候等）

オ 災害リスク（津波浸水想定）

カ 社会的条件（人口構成、人口密度、産業3区分別従事者数等）

キ 土地利用（地目、構造別・階層別建物分布等）

ク 都市施設（道路、公園、下水道、公益公共施設等）

ケ その他（避難場所、高齢者福祉施設、地籍調査実施状況等計画策定に必要な事項）

#### ③ 被害想定の整理及び被害想定 of 作成（自主事業提案事項）

基礎データより、業務対象区域内の被害を整理し、デジタル技術も用い、町民・事業者・行政で共有しやすい被害想定（形式は図、画像、映像など）を企画・作成する。

#### ④ 課題分析（自主事業提案事項）

上記②及び③を重ね合わせ、災害発生時から復興期までの課題を分析する。

⑤ 復興基本方針の検討

上位計画及び関連計画を踏まえ、むかわ町全体の復興基本方針を検討する。

⑥ 復興イメージ及び復興プロセスの検討

復興基本方針に基づき、次に示す復興イメージを作成する。

ア 市街地の復興イメージと復興プロセス

イ 医療・保健・福祉の復興イメージと復興プロセス

ウ 各産業の復興イメージと復興プロセス

⑦ 復興事前準備の検討

上位計画及び関連計画を踏まえ、発災前に事前に取り組みが可能な施策・事業のほか、次に示す事項を検討する。

ア 応急対応期、復旧対応期における対応に必要な利用適地の抽出

イ 施策・事業手法の整理

ウ 広域連携の必要性

⑧ 計画策定後の町民との連携

策定した計画を町民と共有するうえでの課題について検討する。

(2) 計画策定に関する検討組織等の運営支援

① 庁内における検討体制の構築及び運営支援

必要な庁内検討体制（組織）、運営方法を構築する。また、次に示す運営支援を行う。なお、庁内検討組織における会議は10回程度とする。

ア 会議資料の作成支援

イ 会議の運営支援

ウ 会議結果のとりまとめ支援

② 庁内事務局が設置する専門家会議の運営支援

計画策定に必要な知見を得るため庁内事務局が設置する専門家会議について、次に示す検討組織に関する運営支援を行う。

ア 会議資料の作成支援

イ 会議の運営支援

ウ 会議結果のとりまとめ支援

(3) 復興訓練の実施（自主事業提案事項）

職員が復興まちづくりへの理解と知識を得るための復興訓練を企画・実施する。

(4) 業務推進

① 打合せ会議

業務遂行に必要な協議打合せについて、必要に応じて適宜行う。

② 策定報告書の作成

検討の流れ、検討結果をとりまとめた策定報告書を作成し、策定した事前復興計画を基に概要版の作成を行う。

(5) 年度毎の業務内容

「7業務内容」の(1)から(4)までにおける年度ごとの業務内容は次の表のとおりとする。

項目	令和5年度	令和6年度
(1) 計画作成		
①計画策定事前準備	検討体制等企画、実施方針・全体作業工程の整理	
②まちの現況整理	まちの各種現況の整理	
③被害想定 of 整理	むかわ町の被害状況の整理、被害想定 of 制作（自主事業提案事項）	
④課題分析	災害発生時から復興対応期までにおける想定シナリオに基づく課題分析（自主事業提案事項）	
⑤復興基本方針 of 検討	復興基本方針 of 検討	
⑥復興イメージ及び復興プロセス of 検討		復興基本方針に基づくジャンル毎 of 復興イメージ及び復興プロセス検討
⑦復興事前準備 of 検討		発災前に事前に取り組みが可能な施策・事業 of 検討
⑧計画策定後 of 町民との連携		町民と共有するうえでの課題 of 検討
(2) 計画策定に関する検討組織等の運営支援		
①庁内における検討体制 of 検討及び運営支援	会議資料作成、会議運営支援及び会議結果 of とりまとめ of 支援（4回を想定）	会議資料作成、会議運営支援及び会議結果 of とりまとめ of 支援（6回を想定）
②庁内事務局が設置する専門家会議 of 運営支援	会議資料作成、会議運営支援及び会議結果 of とりまとめ of 支援（5回を想定）	会議資料作成、会議運営支援及び会議結果 of とりまとめ of 支援（5回を想定）
(3) 復興訓練 of 実施	復興訓練 of 企画・実施（自主事業提案事項）	
(4) 業務推進		
①打合せ会議	3回を想定	4回を想定
②策定報告書 of 作成		策定報告書及び概要版作成

(6) 委託上限額

27,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) その他の条件

発注者 of 求めに応じて必要な資料等を作成する。

8 成果品

- (1) 業務報告書 10部 (電子データ含む)
  - (2) 策定報告書 版下原稿 10部 (電子データ含む)
  - (3) 策定報告書 (概要版) 版下原稿 10部 (電子データ含む)
  - (4) むかわ町における被害想定図又は画像 (電子データ)
  - (5) その他、協議の上、必要とした資料
- (6) 納品等に関する事項
- ① 電子納品は、CD-R 又は DVD-R に件名を表示して提出すること。内容は「官庁営繕事業に係る電子納品ガイドライン」及び「建築設計業務等電子納品要領」に基づき作成するものとする。
  - ② 成果品の著作権等は、むかわ町に帰属するものとする。
- (7) その他
- ① 本仕様書に関して疑義のある場合は、発注者と協議のうえ定めることとする。
  - ② 本仕様書は、委託業務の概要を示すものであり、委託契約段階において発注者と受注者の合意により追加、修正等を行う場合がある。